

## 公益財団法人日本ライオンズ 第6期事業計画 (令和6年7月1日から令和7年6月30日)

当法人は、児童及び青少年の健全な育成に関する支援事業を活動方針に掲げ、恵まれない境遇にある等、様々な手助けを必要とする子供たちのために、以下の2つの事業を柱として取り組んできた。令和6年度からは、これらの事業に加えて、新たに災害支援事業を開始する。

### **(1) 全国特別支援学校フットサル大会開催事業**

当法人は、全国の障がいを持つ生徒に、心身の健康、人とのつながり及び全国優勝という夢と希望を与え、障がいを持つ生徒の日々の生活をより豊かなものにするとともに、インクルーシブ社会を実現することを目的として、特別支援学校の生徒達を対象とするフットサル大会の予選を全国で開催するとともに、各地区の優勝校が参加する全国大会を開催する事業を実施する。

令和6年度は、「第3回全国特別支援学校フットサル大会」とし、7月より予選として全国12地区（北海道、東北、東関東、西関東、北信越、東海、東関西、西関西、中国、四国、北九州、南九州）において地区大会を開催し、11月には名古屋で全国大会を開催する予定である。

### **(2) 児童養護施設での寺子屋事業**

本事業は、保護者がいない、虐待されているといった不遇の下で児童養護施設に入所している小学生が、学びの楽しさを体感し、施設内生活の中で学びを習慣化し、将来的に自立するためのサポートすることを理念とし、児童養護施設に入所している小学生が基礎的な学力を身に付け、将来、各人の能力を最大限発揮して豊かな生活を送ることができるよう、主に学力面において支援することを目的とするものである。

当法人は、本事業の理念に賛同して当法人のパートナーとなったNPO法人が子どもの学習支援に精通した学習支援員を派遣するにあたっての経済的サポート等を通じて、小学生に学びの機会を提供するための支援を行うものである。

令和6年度は、北海道、岩手県、宮城県、東京都、埼玉県、長野県における児童養護施設（合計12施設）で実施している寺子屋事業を継続するとともに、新たに群馬県、愛知県、大阪府、島根県、大分県の各地域においても、寺子屋事業を推進できるように取り組んで参る予定である。

### **(3) 災害支援事業**

本事業は、令和6年能登半島地震をはじめとする日本国内の自然災害等により被害を受けた被災者を支援することを目的として、被災地に対して物的支援又は金銭的支援を行い、必要に応じて災害支援ボランティアの派遣を行う事業である。

当法人は、災害救助法の適用を受けた災害が発生した場合には、被災地の自治体若しくは自治体の設置する避難所又は、被災地の社会福祉協議会若しくはこれらが開設する災害ボランティアセンター等（以下「自治体等」という。）に対し、必要物資や支援金を支給することを通じて、自治体等に対する支援を行い、もって被災者に対して、迅速かつ適切な支援を行うものである。また、自治体等からの要請があった場合には、全国のライオンズクラブ会員より災害支援ボランティアの派遣を行うことにより、被災地でのボランティア活動を支援する。

以上